

別表第5 (公園)

旅客施設等整備基準	
	<p>公園にあつては、次のアからエに定めるところによること。</p> <p>ア 出入口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。</p> <p>イ 園路は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。</p> <p>ウ 便所、水飲み場等は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。</p> <p>エ 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックその他高齢者、障がい者等をはじめ全ての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。</p>
特定施設	技術的細目
ア 出入口	<p>(1) 1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 段差がある場合に、段差を解消するためのすりつけ勾配は、8パーセント以下とし、やむを得ず段差を設ける場合は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 表面は、平坦で滑りにくい舗装仕上げとすること。</p> <p>ウ 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車止め柵を設ける場合は、有効幅員90センチメートル以上の出入口を1か所以上確保することとし、その前後で1.5メートル以上の平坦部を可能な限り設けること。</p> <p>(3) 出入口を横断する排水溝は、杖や車いすのキャスター等が落ちない溝蓋を設置すること。</p>
イ 園路	<p>(1) 障がい者等が通行することができる出入口と接続する1以上の主要な経路となる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 分岐点やすれ違いを必要とする場合は、1.8メートル以上の幅員を確保すること。</p> <p>ウ 園路の舗装面には、砂利敷を用いず、平坦で滑りにくいものとする。</p> <p>エ 園路を横断する排水溝は、杖や車いすのキャスター等が落ちない溝蓋を設置すること。</p> <p>オ 園路から広場等の施設へ出入する箇所の縁石の切り下げ部分は、有効幅員を1.2メートル以上、高さを2センチメートル以下とし、園路面との段差を解消するためのすりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>カ 園路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>キ 転落の危険のある場所等必要と認められる場所には、手すりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路には、長さ9メートル又は高さが75センチメートルごとに踊場(1.5メートル以上)を設けること。</p> <p>ケ 必要に応じて傾斜路の手すりは、両側に連続して設け、その取り付け高さは80から85センチメートルとすること。</p> <p>(2) 必要に応じて危険防止又は利用者の誘導に必要な箇所には、点状ブロック及び線状ブロックを敷設すること。</p>
ウ 階段	<p>(1) やむを得ず階段を設ける場合は、以下の基準によること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>エ 階段の起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 蹴上げ寸法は、16センチメートル以下とし、踏面寸法は30センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 踊場は、高さ2.5メートル以下ごとに、奥行き1.2メートル以上のものを確保すること。</p> <p>キ 階段の起点及び終点には、平坦部を設けること。</p>
エ 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口付近に男女別の標示(点字表示付)をするとともに、可能な限り音声による案内を行うこと。</p> <p>イ 出入口の幅は、80センチメートル(内部に車いす対応便房等を設ける場合は85センチメートル)以上とすること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>エ 1以上の小便器は、床置きその他これに類する形状のものとする。とともに、手すりを設けること。</p> <p>オ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>カ 1以上の洗面器又は手洗器には、前面及び両側に手すりを設けること。</p> <p>キ 入口付近には、便房の配置を示す触知図案内板を設けること。</p> <p>(2) 次に掲げる構造及び設備を有する便房を1以上(男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれ1</p>

	<p>以上) 設けること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、次の各号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 幅を1.2メートル以上としたもの。</p> <p>(イ) すりつけ勾配を8パーセント以下としたもの。</p> <p>(ウ) 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの。</p> <p>イ 車いす使用者が、利用可能な広さを有すること。車いす対応便房(2メートル×2メートル以上)若しくは車いす使用者利用可能便房(1メートル×1.8メートル以上)。</p> <p>ウ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 出入口をアコーディオン形式以外の引き戸(構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸)とすること。</p> <p>オ 洋風便器を設けること。</p> <p>カ 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。</p> <p>キ 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作できる靴べら式等、又は光感知式による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>ク ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。</p> <p>ケ 1以上の洗面器又は手洗器は、可能な限りひざが入るようにすること。</p> <p>コ 車いす使用者も利用できるよう高低2箇所、衣服を掛けるための金具等を設けること。</p> <p>サ 施錠装置は容易に操作できるものとし、外部からも合鍵等で開けられるようにすること。</p> <p>シ 外部に「使用中」の標示ができるようにすること。</p> <p>ス 外部に連絡できる非常用ボタンを設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>セ 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。</p> <p>ソ 車いす使用者が利用可能な便所は、だれが使用しても良いことを標示するとともに点字表示をすること。</p> <p>タ 車いす使用者が利用可能な便所は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。</p>
オ 水飲み場 等	<p>(1) 水飲み場及び野外卓は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 高さは、75センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を設けること。</p> <p>(2) 休憩所等は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ ベンチを設けること。</p>
カ 案内標示	<p>(1) 視覚障がい者誘導用ブロックを設ける場合は、他の部分と対比することができる色調及び明度とし、黄色を基調とすること。</p> <p>(2) 公園内に必要に応じて、案内板を設けること。</p> <p>(3) 案内板及びサインには、必要に応じて高齢者、障がい者等の利用が可能な施設を標示すること。</p> <p>(4) 必要に応じて案内板とあわせて触知図を設け、その前の床面には警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 案内板を設置する場合は、大きめの文字を用い、色の対比や明度差に配慮すること。</p> <p>(6) 車いす利用者にもわかりやすい位置に設けること。</p> <p>(7) 障がい者等が利用可能な施設には、国際シンボルマークを標示すること。</p>
キ 海岸公園 ・河川公園	<p>(1) 海岸保全区域(海岸法第3条)及び河川区域(河川法第6条)内の都市公園は、本表の出入口、園路、階段、便所、水飲み場等、案内標示の項の技術的細目によること。ただし、海岸の防護・環境、河川の治水・管理・利水又は環境に著しい支障を及ぼすものを除く。</p>
ク 海岸保全区域の公衆利用施設	<p>(1) 海岸保全区域の公衆の利用を目的とした施設の階段、傾斜路については、本表の園路の項の技術的細目によること。ただし、海岸の防護・環境に著しい支障を及ぼすものを除く。</p>